

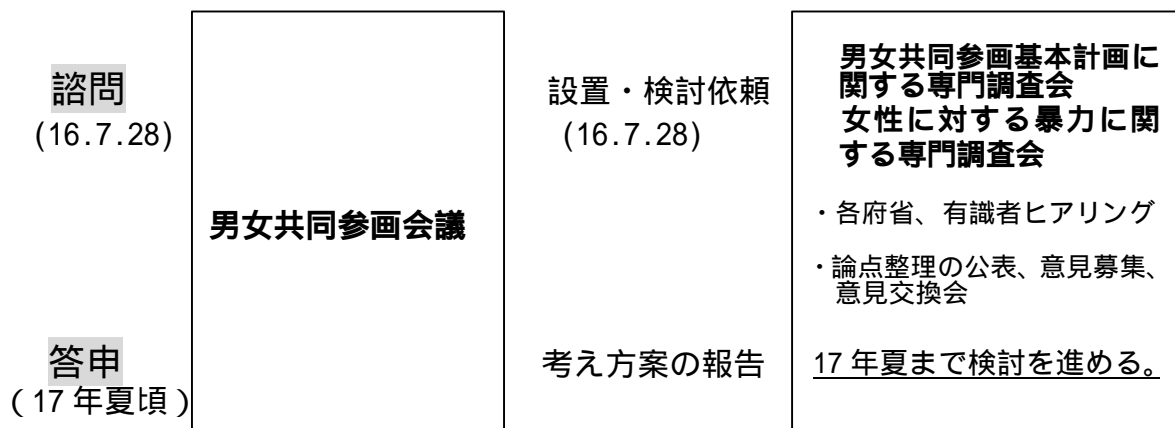
## 男女共同参画基本計画の改定について

### 1. 改定の趣旨

「男女共同参画基本計画」(男女共同参画社会基本法(平成11年)第13条に基づき政府が定める「男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画」。平成12年12月12日閣議決定。)に掲げられた「具体的施策」は、平成17年度末までに実施するものとして定められている。そのため、期限までに新しい施策を検討し定める必要がある。(基本計画策定後初めての改定。)

### 2. 改定の段取り

基本計画策定に当たっての基本的考え方の取りまとめ



#### 基本計画の策定

- ・ 上記答申等を踏まえて作成した政府案を、参画会議に諮問・答申後、閣議決定。

参考：諮問文(写)

(写)

府 共 第 4 4 5 号  
平成16年7月28日

男女共同参画会議議長 殿

内閣総理大臣 小 泉 純 一 郎

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第22条第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

#### 諮問

男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について、貴会議の意見を求める。

#### 理由

政府は、男女共同参画社会基本法に基づき平成12年12月12日に定められた「男女共同参画基本計画」(閣議決定)に沿って、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

同計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、今後、政府が男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方についてお示しいただきたい。